

## 奈良県教育委員会教育長訓令第五号

事務局一般  
県立学校  
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第一条中「橿原考古学研究所」を「橿原考古学研究所附属博物館」に改める。

第一条の二第一号中「平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十二号」第二章を「平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号」第三条」に、「室及び所」を「及び室」に改め、同条第二号中「及び事務分掌規則第三章に規定する出先機関」を削る。

第三条を次のように改める。

（総括文書管理責任者）

**第三条** 事務局に総括文書管理責任者を置く。

2 総括文書管理責任者は、教育次長で事務を担当するものをもつて充てる。

3 総括文書管理責任者は、この規程の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 行政文書の管理に必要な改善措置の実施
- 二 行政文書の管理に関する研修の実施

三 第三十五条に規定する保存文書の電算管理を行うための電子計算組織の管理

四 その他行政文書の管理に関する事務の総括

4 総括文書管理責任者は、行政文書の管理に関する事務を適正かつ円滑に処理するため、文書管理責任者に対し、必要な指導を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、行政文書の管理について実態を調査し、又は報告を求めることができる。

第三条第三項中「ための」の下に「点検、」を加え、同条第四項中「課長補佐」の下に「又は室長補佐」を加え、同条第六項中「事務局の企画管理室長（以下「企画管理室長」という。）」を「副総括文書管理責任者」に改め、同条を第三条の三とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(副総括文書管理責任者)

第三条の二 事務局に副総括文書管理責任者を置く。

2 副総括文書管理責任者は、事務局の企画管理室長(以下「企画管理室長」という)をもつて充てる。

3 副総括文書管理責任者は、この規程の規定によりその権限に属された事項を処理するものとする。

4 副総括文書管理責任者は、前条第三項各号に掲げる事務並びに同条第四項の規定による指導並びに調査及び報告の求めについて総括文書管理責任者を補佐する。  
第四条を次のように改める。

#### 第四条 削除

第十条第一号キを削る。

第十一条中「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に、「オからキ」を「オ及びカ」に改める。

第十二条中「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に、同条第二項中「オからキ及び」を「オ及びカ並びに」に改める。

第十三条中「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に改める。

第十四条及び第十六条第一項中「企画管理室長」を「副総括文書管理責任者」に改める。

第十六条第三項中「、室長決裁及び所長決裁」を「及び室長決裁」に改める。

第二十四条中「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に改める。

第二十五条中「より難しい」の下に「と副総括文書管理責任者が認める」を加える。

第二十八条中「第六条」を「第七条」に、「企画管理室長」を「副総括文書管理責任者」に改める。

第三十一条及び第三十二条中「企画管理室長」を「副総括文書管理責任者」に改める。

第三十三条中「第八条」を「第九条第二項」に、「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に改める。

第三十三条の四中「第十条」を「第十一条」に、「企画管理室長」を「総括文書管理責任者」に改める。

別表教育振興大綱推進課の項中「教育振興大綱推進課」を「教育政策推進課」に改め、文化財保存課及び文化財保存事務所の項を削る。

第七号様式中「平成」を削る。

第十号様式中「羅(所)名」を「課(班)名」改める。

第十一号様式中「企画管理班」を「総括文書管理責任者」に、「課(所)長」を「  
課(班)長」に改める。